

道路整備財源の確保に関する要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について

- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、地方税財源の拡充強化を図ること。
- (2) 「地域活力基盤創造交付金」については、将来にわたり、地方にとって使い勝手の良い制度とするとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 社会資本整備重点計画における道路の地方版の策定に当たっては、地方の道路整備の実情を十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- (4) 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。

2. 幹線道路網等の整備について

- (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広

域連携道路などの整備を促進すること。

- (6) 高速道路等通行料金の割引については、長期的に継続するとともに、上限額の設定を平日にも拡大すること。

また、通行料金の大幅値下げに伴う国の財政支援について、地方の道路公社も対象とすること。

3. 道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

- (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
- (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4. 橋梁の長寿命化について

- (1) 橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げること。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 道路橋梁の劣化による緊急修繕については速やかに実施できる措置を講じること。

5. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

6. 交通信号機や歩道等の整備促進等の交通安全対策を促進すること。

また、交通信号機の設置手続きについては、道路管理者の関与を可能とするなど弾力的な措置を講じること。

7. 道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置や技術支援等を充実するとともに実施箇所選定の要件等の緩和を図ること。